

静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第25号

静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県看護職員修学資金貸与規則（昭和38年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 修士課程等を修了した後、引き続き5年間 <u>（県の区域内の過疎地域等において看護業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）</u>、県の区域内の次に掲げる施設（以下これらを「対象病院等」という。）において看護業務（ウに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。）に従事したとき。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 修士課程等を修了した後、引き続き5年間、県の区域内の次に掲げる施設（以下これらを「対象病院等」という。）において看護業務（ウに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。）に従事したとき。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。